

兵庫県公立大学法人に係る中期目標の期間の終了時に見込まれる 中期目標の期間における業務に関する評価実施要領

令和5年4月1日決定
兵庫県公立大学法人評価委員会

1 趣旨

兵庫県公立大学法人（以下「法人」という。）に係る中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価（以下「見込評価」という。）にあたっては、「兵庫県公立大学法人に係る評価の基本方針」（平成26年3月7日兵庫県公立大学法人評価委員会）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

2 見込評価の基本方針

見込評価は、次の点に留意して行うものとする。

- (1) 見込評価は、法人の自己点検・評価に基づいて行うことを基本とする。
- (2) 見込評価は、主として中期目標の達成に向けた業務の進捗状況を確認する観点から行い、これを通じて中期目標の残存期間に法人の業務運営、予算、人事等の改善・充実が適切に進められるよう留意する。
- (3) 見込評価の際、法人の取組を社会に積極的にアピールすることや、法人全体の改善・充実を図る観点から、次の事項を考慮する。
 - ア 法人化を契機とした機動的・戦略的な大学運営の実現に向けた取組を積極的に評価する。
 - イ 法人の置かれている状況や条件等を踏まえた、法人運営や教育研究活動を円滑に進めるための様々な工夫についても積極的に評価する。
 - ウ 中期目標の達成に向けて支障が生じている、又は、生じるおそれがある場合には、その理由（外的要因を含む）についても明らかにするものとする。
 - エ 公立大学法人を取り巻く環境変化を踏まえ、必要に応じて評価方法等を見直すこととする。

3 評価方法

- (1) 見込評価は「項目別評価」と「全体評価」により行う。
- (2) 「項目別評価」は、中期目標を達成するために作成した中期計画に定めた事項ごとにその実施状況を調査・分析することにより、中期目標の期間の終了時における中期目標の達成状況を確認する。
- (3) 「全体評価」は、項目別評価の結果等を踏まえつつ、中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の進捗状況全体について総合的な評価を行う。

4 項目別評価の具体的方法

- (1) 項目別評価は、大項目である「教育研究等の質の向上に関する項目」、「自律的・効率的な管理運営体制の確立に関する項目」の2項目とする。なお、教育研究についての評価は、認証評価機関の評価を踏まえて行うものとする。

(2) 項目別評価は次の手順により行う。

ア 法人による自己点検・評価

法人は、見込評価に係る業務の実績に関する報告書（以下「業務実績報告書」という。）において中期計画の小項目ごとに見込まれる中期計画の達成状況を以下の4段階により自己評価し、そのように判断した理由を示すとともに、計画の実施状況、成果等について記載する。

- a：中期計画を上回って実施している。
- b：中期計画どおりに実施している。
- c：中期計画をやや下回っている。
- d：中期計画を大幅に下回っている。

イ 評価委員会による自己評価結果の検証・評価

評価委員会は、中期目標の達成に向けて業務が順調に進捗しているかどうかとの趣旨から、法人による自己評価について、中期目標の小項目ごとに4（2）アに掲げる4段階により大文字で評価し、計画設定の妥当性も含めて業務の実績に関して総合的に検証を行う。

法人と評価委員会の判断が異なる場合は、その理由等を示す。また、必要に応じて、特筆すべき点や遅れている点についてコメントを付す。

ウ 評価委員会による大項目ごとの評価

4（1）に掲げる大項目ごとに中期目標の達成に向けた業務の進捗状況について、小項目評価の結果等をもとに大項目ごとの進捗状況について評価を行う。進捗状況は、以下の4段階により示す。

- I：中期目標を上回って実施している。
- II：中期目標どおりに実施している。
- III：中期目標をやや下回っている。
- IV：中期目標を大幅に下回っている。

5 全体評価の具体的方法

項目別評価の結果等を踏まえ、法人の特性に配慮して中期目標の達成見込みについて記述式により評価し、業務の実績に関する評価結果（以下「業務実績評価結果」という。）を作成する。

その際、理事長のリーダーシップの下、機動的・戦略的な大学運営を目指した取組や、県民に対する説明責任を重視した開かれた大学運営を目指した取組等について積極的に評価する。

6 見込評価のスケジュール

6月末まで 法人は業務実績報告書を提出

7月 評価委員会による業務実績報告書の調査・分析及び業務実績評価結果（案）の策定

7月下旬 業務実績評価結果（案）に対する法人の意見申立て機会を付与

8月中旬 業務実績評価結果を決定し、知事に報告

9月 知事は業務実績評価結果を県議会に報告

7 その他

本実施要領を踏まえつつ、具体的な評価方法等については必要に応じ修正等を加えるものとする。

また、本実施要領については、見込評価の実施結果等を踏まえ、見直し・改善等を図るものとする。